

東日本大震災に伴う県発注工事の前金払の取扱いについて

1 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されたことを受け、県発注工事の前金払の割合の引上げ等を行い公共工事の適正かつ円滑な施工の確保をしようとするものです。

2 取扱いの要点

- (1) 県営建設工事の前金払の割合を請負代金額の「10分の4」から「10分の5」に引き上げます。
- (2) 県営建設工事の中間前金払の対象を「請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超える工事）」から「請負代金額が300万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）」に拡大します。

3 改正内容

- (1) 「岩手県営建設工事請負契約書例文」の読み替え
 - ① 別記第34条第1項及び第5項に規定する前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の5」に読み替えます。
 - ② 別記第34条第5項に規定する請負代金額が著しく増額された場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の5」に、中間前金払を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の7」に読み替えます。
 - ③ 別記第34条第6項に規定する請負代金額が著しく減額された場合の前金払の割合を「10分の5」とあるのは「10分の6」に、中間前金払を受けているときの割合を「10分の6」とあるのは「10分の7」に読み替えます。
- (2) 「条件付一般競争入札実施要領様式第4号 条件付一般競争入札説明書」等の読み替え
中間前金払の対象工事を「請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超える工事）」から「請負代金額が300万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）」に読み替えます。

4 対象工事

次のいずれかに該当する工事が対象工事となります。

- (1) 平成23年5月6日以降に新たに契約を締結する県営建設工事で、県内において施工する工事
- (2) 平成23年3月12日以降に契約を締結し、平成23年5月6日以降に変更契約を締結した県営建設工事で、県内において施工する工事

5 低入札価格調査の対象となった工事の取扱い

低入札価格調査の対象となった県営建設工事に係る前金払いの割合については、今回の措置の対象としません。（従来どおり10分の2以内）